

最高裁総一第122号

令和8年2月20日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の
員数の定めについて（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号）第6条の3第1項の規定による裁判部企画官を置く高等裁判所及び地方裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の裁判部企画官の員数が同表のとおり定められ、令和8年4月1日から実施されます。

なお、令和7年2月20日付け最高裁総一第175号総務局長通知「裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて」により通知された指定及び定めは、令和8年3月31日限り、取り消されます。

(別表)

1 高等裁判所

高等裁判所	員数
東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松	2

2 地方裁判所

地方裁判所	員数
東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌	2
水戸、宇都宮、前橋、長野、新潟、津、岐阜、山口、岡山、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、那覇、福島、青森、高松、松山	1

3 家庭裁判所

家庭裁判所	員数
東京、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、長野、大阪、京都、神戸、名古屋、津、岐阜、広島、山口、福岡、長崎、大分、鹿児島、宮崎、仙台、青森、札幌、松山	1

(注)

宇都宮、長野、津、岐阜、山口、長崎、大分、鹿児島、宮崎、青森及び松山各家庭裁判所の裁判部企画官は、当該各家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判部企画官をもって充てるものとする。